

袖下第723号
令和7年6月13日

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会
会長 高野 司 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（諮問）
袖ヶ浦市下水道事業運営審議会条例（昭和57年条例第13号）第2条の規定により、
下記の事項について諮問します。

記

1 事項

適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について

2 諮問の趣旨

本市の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料は、平成23年に料金を改定し、消費税率の変更に伴う改定を経て、現在の料金に至っています。

汚水処理に係る費用は、受益者負担の原則から使用料収入で賄わなければなりません。賄う事ができず、事業を継続するために、不足分を一般会計からの繰入金で補う状況が続いています。

繰入金の財源は税収であり、下水道を使用していない市民等も下水道事業に係る費用を負担していることとなります。公営企業として、独立採算制の原則に基づき、繰入金に頼らず、事業を継続する必要があります。

このような収支不均衡で、一般会計からの繰入金に依存している状況を踏まえ、下水道事業経営を持続可能なものとしていくために、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料についてご審議いただきたく、諮問します。